

8 酒 税

統計表を見る方のために

統計表の構成や順序は、ほぼ前年に準じており、収録されている計数は、従来のもものと継続して利用することができる。

1 利用上の注意

これらの統計表は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の移出による課税事績及び平成15年3月31日における調査時点の事績を示したものである。

2 用語の説明

特定税率適用とは、アルコール分が13度未満のもの（発泡性を有するものに限る。）に対する税率適用のものをいう。

酒税法第30条第1項、第2項及び第3項とは、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等をいう。

未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免除を受けて移出することをいう。

媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいい、営利を目的とするかどうかは問わない。

代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいい、営利を目的とするかどうかは問わない。